

## 誓約書

1. 学童保育所入所申請書、その他提出書類の記載内容に虚偽があったときは、学童保育所の利用中止を措置されても異議ありません。
2. 学童保育所入所申請書、その他提出書類の記載内容に変更があったときは、速やかに指定管理者に届け出ます。
3. 学童保育所への入所を必要とする事由に該当しなくなったときは、速やかに学童保育所退所を届け出ます。
4. 利用料金及び延長利用料金、その他実費は必ず納入します。
5. 保育時間中に生じた負傷にかかる児童の通院は、発生時の緊急通院を除き、保護者又はそれに代わる者において行います。
6. 保育時間中に児童が病気等を発症したときは、支援員の指示に従い、保護者又はそれに代わる者が速やかに迎えに行きます。

## 同意書

1. 児童の傷害保険（スポーツ安全保険）に加入し、保育中に事故が起きた場合は保険の範囲内での対処となること。
2. 児童を保育できない要件の確認のため、指定管理者が職場等に就労等の状況を確認すること。
3. 児童の保育に配慮が必要であると認められるときは、指定管理者が入所していた保育所（園）、幼稚園等や熊取町に、児童の保育の状況や発達状況について確認すること。
4. 児童の保育の実施において必要であるときは、学童保育所、熊取町、在籍校がその児童に関する情報を共有すること。

上記内容について、誓約及び同意します。

熊取町学童保育所 指定管理者様

令和 年 月 日

保護者住所 熊取町

保護者氏名  
(自署)